

法務局からのお知らせ

高知地方法務局

1【土地所有者及び居住者の皆様へお願い】

高知地方法務局では、令和7年度及び令和8年度の事業として、高知市大津乙の一部地区（もみじ野団地周辺）において、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「地図」という。）を新たに作成します。

地図を作成するに当たり、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・土地所有者の方には、境界の調査に立ち会っていただきます。立会日時については、事前に文書でお知らせします。
- ・既に設置されている境界杭や標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に、抜いたり動かしたりしないでください。
- ・測量などのために、皆様の所有地へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注意）立ち会っていただけなかった場合や、立会の結果、隣接地との境界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として地図上に筆界線が記入されません。後日に境界が確認されたとしても、その際に必要となる地図訂正等の手続費用は個人負担となります。

2【不動産登記法第14条第1項に定める地図とは】

私たちの大切な財産である土地は、一筆（境界によって区切られた土地の範囲）ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と取引の安全が図られています。また、不動産登記法第14条第1項では登記所（法務局）に、その土地の正確な位置と境界を明確に示し、現地を復元できる地図を備え付けるものとされています。

しかし、地域によっては必ずしも精度の高い地図が備え付けられているとはいえないため、法務省では毎年全国から地区を選定して、地図の作成事業を実施しています。

3【地図を作成する理由】

現在、法務局に備え付けている当該地区の地図（以下「公図」という。）は、明治時代の中頃に作成されたもので、精度が低く、長年の使用及び経年により劣化が見られる上、宅地開発などにより、公図の地番の並び、形状及び大きさが現地と異なっている場所もあります。そのため、当該地域の土地や建物の不動産取引、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じている場合があります。このような現状を是正するため、また、地震や災害発生時における境界確認やライフライン等の迅速な復旧に備えるため、早急に現地と一致した地図を作成する必要があります。

4【地図作成の効果】

- ・国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- ・境界標識が亡失したり、災害で土地の境界が分からなくなっても、地図に基づいて復元することにより、境界を特定することができます。
- ・土地の境界が明確になるため、不動産取引、相続及び抵当権の設定などが安心してできます。
- ・調査、測量の結果に基づき、登記官が職権で登記をします。
- ・この作業によって作成された地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられます。

5【作業期間等】

- ・作業期間：令和7年9月から令和9年3月まで
- ・計画機関：高知地方法務局
- ・作業機関：公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（高知市越前町二丁目7番11号）

6【費用】

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、立会いのための経費（現地までの交通費等）は個人負担となりますのでご了承ください。

7【説明資料の送付について】

土地所有者（又はその相続人）の皆様には、地図作成事業についての説明資料を送付させていただきますので、ご一読をお願いいたします。

地図ができるまで

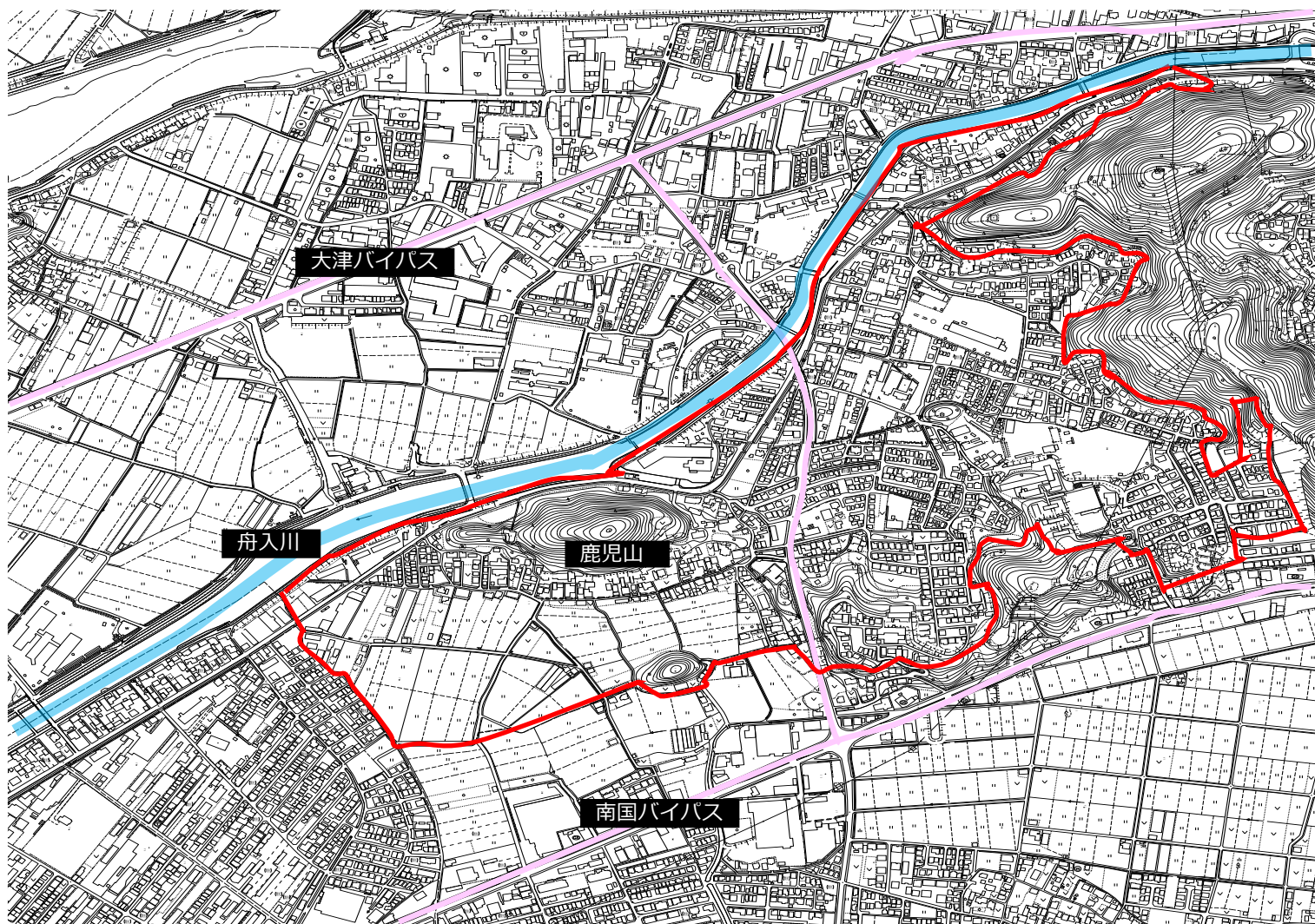
- ①【基準点設置、基準点測量】（令和7年9月～令和8年1月頃）
 - ・一筆地測量の基となる基準点を道路等に設置し、国家基準点を基礎とする基準点測量を行います。
 - ・該当地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基にして、該当地区内に基準点を設置します。
- ②【説明資料の送付、官公署等との打合せ】（令和8年1月～3月頃）
 - ・該当地区内の土地所有者に対して、地図作成事業についての説明資料を送付します。
 - ・関係する官公署等との打合せを実施します。
- ③【一筆地調査】（令和8年4月～8月頃）
 - ・土地所有者（死亡している場合はその相続人）又は代理人の方に立ち会っていただき、土地の配列に従って、土地の地番、境界及び地目について調査します。
 - ・土地所有者等によって土地の境界が確認されると境界標を設置します（ただし、設置可能な箇所に限ります。）。
- ④【一筆地測量】（令和8年5月～9月頃）
 - ・上記の基準点測量で設置された基準点から、上記の一筆地調査で確定した境界までの距離や角度を測量します。
- ⑤【面積計算・地図作成】（令和8年10月～11月頃）
 - ・コンピュータ等で一筆地ごとの面積を計算するとともに、土地の位置や形状を地図に示します。
- ⑥【縦覧・異議申立て】（令和8年12月～令和9年1月頃）
 - ・地図の原図及び地積等調査一覧表を一定期間、土地所有者の方等にご覧していただきます。その結果、異議等があれば、申し出ていただきます。
- ⑦【登記、地図の備付け】（令和9年2月～4月頃）
 - ・調査・測量の結果に基づき、登記官が職権により変更の登記をし、新しく作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

（お問合せ先）

〒780-8509 高知市栄田町二丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎
高知地方法務局 登記部門 地図作成班
電話 088-822-3331（代表）
088-822-3368（直通）

＊電話がつながりにくい場合は、恐れ入りますが、時間を置いてからお掛け直してください。

令和7・8年度法務局地図作成事業予定地区：高知市大津乙の一部（もみじ野団地周辺）※赤枠内



※この区域図は、高知県から承認を得た高知広域都市計画地図（デジタルマッピング）データを使用して作成しています。
（承認番号 6高都計第671号）